

平成24年第3回佐渡市議会定例会会議録（第7号）

平成24年6月28日（木曜日）

議事日程（第7号）

平成24年6月28日（木）午後2時00分開議

- 第 1 発言の取り消し
- 第 2 （総務文教常任委員会付託案件）
議案第65号、議案第68号、議案第72号、議案第79号、議案第82号、請願第2号、請願第3号
（市民厚生常任委員会付託案件）
議案第66号、議案第67号、議案第81号、議案第83号、陳情第2号
（産業建設常任委員会付託案件）
議案第69号、議案第70号、議案第71号、議案第77号、議案第78号、議案第80号、陳情第1号
- 第 3 議案第73号
- 第 4 議案第74号
- 第 5 議案第75号
- 第 6 議案第76号
- 第 7 発議案第6号
- 第 8 発議案第7号
- 第 9 発議案第8号
- 第10 議案第84号
- 第11 委員会の閉会中の継続調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（23名）

1番	山田伸之君	2番	荒井真理君
3番	駒形信雄君	4番	渡辺慎一君
5番	坂下善英君	6番	大森幸平君
7番	笠井正信君	8番	中川直美君
10番	金田淳一君	11番	浜田正敏君
12番	中川隆一君	13番	中村良夫君
14番	村川四郎君	15番	佐藤孝君
16番	金光英晴君	17番	猪股文彦君

18番	金子克己君	19番	根岸勇雄君
20番	近藤和義君	21番	竹内道廣君
22番	加賀博昭君	23番	岩崎隆寿君
24番	祝優雄君		

欠席議員（1名）

9番 大澤祐治郎君

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	甲斐元也君	教育長	小林祐玄君
会計管理者	本間佳子君	総務課長	小山田富巳夫君
総合政策課長	高松登君	行政改革課長	清水忠雄君
島づくり推進課長	藤井光君	世界遺産推進課長	高橋則夫君
財務課長	伊貝秀一君	地域振興課長	計良孝晴君
交通政策課長	渡邊裕次君	市民生活課長	川上達也君
税務課長	田川和信君	環境対策課長	児玉龍司君
社会福祉課長	本間優君	高齢福祉課長	佐藤一郎君
農林水産課長	渡辺竜五君	観光商工課長	伊藤俊之君
建設課長	石塚道夫君	上下水道課長	和倉永久君
学校教育課長	小林泰英君	社会教育課長	渡邊智樹君
両津病院院長	塚本寿一君	選挙管理委員会事務局長	木下勉君
監査委員局長	源田俊夫君	農業委員会事務局長	島川昭君
消防長	深野俊之君		

事務局職員出席者

事務局長	名畑匡章君	事務局次長	村川一博君
議事調査係	中川雅史君	議事調査係	太田一人君

午後 2時00分 開議

○議長（祝 優雄君） ただいまの出席議員数は23名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 発言の取り消し

○議長（祝 優雄君） 日程第1、発言の取り消しを議題といたします。

金田淳一君から、6月12日の議会運営委員長報告への質疑に対して一部不適切な発言があったため、その発言を取り消したい旨の申し出がありました。

お諮りをいたします。佐渡市議会議会規則65条の規定に基づき、お手元に配付した資料のとおり、発言の取り消しを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、金田淳一君からの申し出のとおり、発言の取り消しを許可することに決定しました。

日程第2 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第65号、議案第68号、議案第72号、議案第79号、議案第82号、請願第2号、請願第3号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第66号、議案第67号、議案第81号、議案第83号、陳情第2号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第69号、議案第70号、議案第71号、議案第77号、議案第78号、議案第80号、陳情第1号

○議長（祝 優雄君） 日程第2、これより各常任委員会に付託した案件について議題といたします。

まず、総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、中川隆一君。

〔総務文教常任委員長 中川隆一君登壇〕

○総務文教常任委員長（中川隆一君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条及び第134条の規定に基づき報告します。

議案第65号 佐渡市緊急情報通信施設設置条例の制定について。本案は、市民等に対し緊急情報や防災情報等を伝達するため、緊急情報通信施設を整備することに伴い、その設置について必要な事項を定めるため、佐渡市緊急情報通信施設設置条例を制定するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第68号 佐渡市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、危険物の規制に関する政令の一部が改正されたことに伴い、少量危険物の貯蔵及び取り扱いに係る基準について経過措置を設けるため、佐渡市火災予防条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきもの

のとして決定しました。

議案第72号 平成24年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）について。本案は、骨格予算として編成された平成24年度佐渡市一般会計予算について、「肉づけ予算」として既定の歳入歳出予算額にそれぞれ8億8,500万円を追加し、予算総額を500億2,420万1,000円とするものであります。主な内容は、「自立できる島・若者が集う島」を目指して、地域資源を生かした産業の育成と雇用の拡大、島民が一体感を持った観光振興、過疎・少子高齢化に対応した地域づくり、災害に強い島づくり、財政規模に見合った健全な行政運営の5つの分野に重点的に予算を計上するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。なお、各委員会が付した意見は次のとおりであります。

意見。（総務文教常任委員会）。1、2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、官民協働政策実践プロジェクト事業について。本事業は、本市の重要課題に対して、市民の立場に立った政策展開を進めるため、それぞれの分野において民間との協働により政策展開、企画実践及び仕組みづくりを行う内容であるが、民間からの人選に当たっては、当該事業に精通し専門的な知識を有する者を選ぶこと。2、2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、航路対策事業について。本事業は、大学等との交流人口を拡大するため、大学生等を対象とした航路運賃について割引を行うもので、これに係る費用の一部を佐渡市が負担するものであるが、本来であれば、学生割引等に類する割引は航路運航事業者が自主運営の中で企画し、実施すべき内容であり、佐渡市が負担すべきものではないと史料する。よって、当該割引について早急に事業者において単独で実施すること、その対象者についても中学生、高校生へ拡大するよう求めること。（産業建設常任委員会）。8款土木費、1項土木管理費、2目安心・安全まちづくり費、市道環境保全工事（高齢化集落支援）について。本経費は、超高齢化集落を支援するため市道の道普請等維持管理を地元建設業者に請け負わせるものであるが、この予算執行により、結果として集落の活力を阻害し、集落間の対立を惹起するおそれがある。よって、予算執行をする前に、対象集落に関するルールを設ける等の対策を講ずること。

議案第79号 平成24年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）について。本案は、平成24年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ2,972万5,000円を追加し、予算総額を500億5,392万6,000円とするものであります。主な内容は、両津港埠頭地区開発事業に係る継続費の変更や水道事業会計出資金の増額などを計上するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第82号 平成24年度佐渡市一般会計補正予算（第4号）について。本案は、平成24年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ1億4,513万1,000円を追加し、予算総額を501億9,905万7,000円とするものであります。主な内容は、国民健康保険特別会計への繰出金を増額計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

請願第2号 30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願。本請願は、新潟県教職員組合佐渡支部から提出されたものであり、次の事項について、関係機関に対し意見書の提出を求めるものであります。請願事項。1、少人数学級を推進すること。その際の学級規模は、OECD諸国が実現している30人以下とすること。2、教育の機会均等と水準の維持・向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元すること。審査の結果、原案どおり採択す

べきものとして決定しました。

請願第3号 学校図書館の蔵書整備・充実に関する請願。本請願は、児童生徒の発達段階における読書体験が情操の発達や理論的思考を養うなど、あらゆる教育的要素を包括し、児童生徒の健全な育成に資するものと考えられることから、市内小・中学校図書館の蔵書の整備・充実を継続的に実施することについて求めるものであります。審査の結果、原案どおり採択すべきものとして決定しました。なお、本請願は市長へ送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（祝 優雄君） これより議案第65号 佐渡市緊急情報通信施設設置条例の制定についての質疑に入ります。

中川直美君の発言を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） ただいま報告があった議案第65号、佐渡市緊急情報の関連の条例制定について、委員長にお尋ねをいたします。

この条例は、有線のケーブル網で災害時などに防災情報などの市内の全世帯に伝える片側通信の整備に伴う運用などの条例制定であります。ちなみに、2万5,000世帯に2万5,000円程度の端末を配置するものです。また、今議会の補正では、これに合わせ、屋外のサイレントタイプの屋外拡声機も設置していることとなっています。言うまでもありませんが、そこでお尋ねをするわけですが、いつもですと、こういった重要な問題については委員会として意見が付されたりしているわけではありますが、今回は意見が付されておられません。

そこで、お尋ねします。緊急防災体制における情報通信、ただいま言ったような中身ですが、問題点や指摘すべき点はないのか。また、全体の防災対策の一環としての位置づけが重要だと思うのですが、問題点はないのか、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

中川総務文教委員長。

○総務文教常任委員長（中川隆一君） それでは、中川議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず、片方向通信等の問題点についてですが、これは既に当初予算の3月定例会においても中川議員が同様の質問をされておったと思います。その中の答弁にもございましたが、双方向システムにした場合、応答が混乱するなど、まず市側だけでは対応ができないということと、また経費の点で片方向だと12億程度なのですが、双方向にする場合になりますと25億程度ということで2倍以上の経費がかかると。さらに、先ほど片方向だと末端の端末が2万5,000円ということではありますが、その端末も非常に2万5,000円では済まない高価なものになるということで、市民からの負担をさらに求めないと事業ができないものであるという説明を受けております。あくまでもその緊急、中川議員がおっしゃることわかるのですけれども、理解できますが、緊急情報を伝達するという部分では、片側、片方向でも十分ではなかろうかという議論になったものであります。

次に、全体の防災対策の一環としての位置づけが重要ではあるが、問題点はないかということなのですが、これにおきましては災害の発生時において市内全域に一斉に情報を伝達する統一したシステム

がなく、その整備が急がれているというのが現状であります。今回のこの緊急情報伝達システムを整備することによって、緊急時の災害情報を始めとした各種防災情報を全市民に迅速かつ確実に伝えることが可能となって、市地域防災計画における防災ビジョンの重要目標でもある情報の収集、伝達体制の整備も重ねて図ることができるという重要な位置づけになっておるものということであります。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君の2回目の質疑を許します。

○8番（中川直美君） それでは、2点ほどお尋ねをいたします。

確かに3.11以降こういった情報機器の進展は目覚ましいものがありまして、例えば最近高齢者でも簡単スマホみたいなのがもう使えるような時代になってきているわけです。そういったことも含めて検討された、これはその運用に関する条例であります、そういったことについて意見がなかったのか。

それともう一点は、その条例の中にありますが、中心部となる装置が海から近い真野行政サービスセンターと。きのうも新聞報道等でありましたし、湾内トラップという現象も含めて核となる中心部がそういった海の近くで本当にいいのだろうかというような疑問があるのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

中川総務文教委員長。

○総務文教常任委員長（中川隆一君） 今ほどの中川議員の質問にお答えします。

そういうものが中心部にあったときということなのですが、まず現場の把握と状況をどういう方法でとるかという、これは職員による確認作業や各地区の区長さん等と連絡をとるように計画をしております。それと、また地区にある広域避難所に防災行政無線、現在あるやつを配備することも計画をしているそうであります。あと、先ほど簡単スマホという言葉が出ましたけれども、既存の防災行政無線の移動系端末や衛生電話等のあらゆる手段を用いて行う体制をとるという説明を受けております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 以上で中川直美君の質疑を終結します。

これで議案第65号に対する質疑を終結いたします。

これより総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第65号 佐渡市緊急情報通信施設設置条例の制定について採決いたします。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（祝 優雄君） 起立多数であります。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号 平成24年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）についての質疑に入ります。

中川直美君の発言を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 議案第79号についてお尋ねをいたします。

これは、両津港埠頭開発事業にかかわる継続費の補正3億4,960万円の増額であります。1番目は、こ

れ議会論としてお尋ねをしたいのですが、平成24年の3月議会で継続費ということで総額9億3,850万円というものが議会の賛成多数で決められました。3月ですから、3月いっぱい決まったと思えばいいのですが、それから4、5、6月ですから、実質この2カ月の間に補正が必要になったものです。しかも、この短期間の中で事業費の約37%もの増額となる3億4,960万円の増額補正は、本来これ議会論としてはあり得ない。本来ならば、この議会できちんと継続費として、しっかりした見込みとして出すべきものではなかったのかという点はどうか。

2点目です。この事業は、両津市時代の経過もあり、景観の改善と観光振興、それとそれに通じた周辺地域の振興を図ることがコンセプトだそうではありますが、市の担当課は観光商工課ではありません。そこから見ますと、周辺地域の意見が十二分反映されていなければならないと考えます。今回示された国際会議もできるグレードアップをされた内容と平面図について、地域の理解と今後の協力体制が得られているのか。

3点目、地域振興の拠点として島外団体とのパイプ役を行政が担い、にぎわいをつくるというのが開発事業所の中身であります。これが柱です。つまり地域振興の拠点として、パイプ役として行政がにぎわいをつくるという行政の役割が大きくなっておりませんが、臨時職員ぐらいの人員費3人ぐらいというのが計上だったというふうに思うのですが、行政は具体的にどのようにかかわっていくのか、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

中川総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（中川隆一君） 中川議員の質疑にお答えをいたします。

まず、第1点ですが、何で本議会ではなくて3月に9億3,850万という継続費の補正がということなのですけれども、3月に提案した補正につきましては、1月の末ごろは予算編成の締め切りでありまして、その時点でスケジュールの変更が必要であったために継続費の年割額の変更のみをしたものでありまして、今回の補正の部分につきましては、その段階では詳細な全体工事費の把握ができていなかったために事業全体としての補正は行わなかったということでもあります。また、その実施計画の納品が3月の28日ということで、その後に関係する担当課等による必要経費等の精査を改めて行いまして、事業費の増額が必要と判明したために今回の補正予算をしたという説明でありました。

2点目であります。2点目につきましては、周辺地域のことであります。意見が反映されているのかということと、今後の協力体制を得られているのかという問いでございますが、周辺の地域に関しましては基本設計をもとに説明をしているとの説明でありましたが、今回国際会議場としての機能を追加したことによって基本設計からちょっと外れた、損なった内容、機能ではないかとの説明を受けております。あと、周辺地域につきましては今後の利活用等含めてこれから協力体制を構築していくという説明を受けました。

3点目であります。これは、平成23年8月の開発事業説明書の中でのことなのですけれども、地元で行ったワークショップ等での意見を集約して記述をされております。施設の利活用を図るための取り組みの一つとして、行政が島外団体等の情報を収集し、また積極的に働きかけて会議等を誘致したいと考えているという説明でございました。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君の2回目の質疑を許します。

○8番（中川直美君） 1点目の議会論としての予算計上の関係ですが、今ほどの説明ですと、確かに予算編成云々もあったのだが、結果的に不確実あるいは不備な継続費の予算計上をしたのだなというふうに私は受け取ったのですが、そういう受け取りも間違いではないというふうに思うのですが、その辺はどうでしょうか。

2点目です。事実上ホールが中心の国際会議ができる施設であります。私は、もともとどうせつくるのだったら、本当に人が来るようないいものをつくるべきだというスタンスで3月も反対をしたものなのですが、例えば国際会議場といいますと、新潟の朱鷺メッセがあります。結構にぎわっているようですが、稼働率が平成23年度で60.8%です。年間の赤字額が1億2,000万から4,000万というふうに県の資料に出ているわけですが、こういった施設をつくった場合、膨大な赤字が予想されるのではないかと思うのですが、その辺は審査をされたのかどうなのか、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

中川総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（中川隆一君） 中川議員の質問にお答えいたします。

1点目であります。中川議員のお考えで私も個人的には間違っていないと思っております。認識しておりますけれども、今回の場合は、確かに6月に一本でやればいいのかということもございましたけれども、このことにつきましては23年の8月の時点で議会側から提示したことがございまして、そのことも含めて3月に報告したいという部分も中に含まれておいた関係上3月に、年割額の補正だけなのですけれども、出して委員会で説明があったと思います。

あと、その後の収支はどうなるのだ、そういうことは聞いたのかというご質問であります。そのことにつきましては、これはあくまでも案なのでございますけれども、今後積極的に国際会議等も誘致を図るとともに、そのほかの、あくまでもそれは年に何回も誘致できるというものではございません。そのことにつきましては、委員会の各委員も理解はしております。その上で収支の見込みということで、見せていただいた資料の中では若干、黒字ということで収支の案が出ておりました。

以上であります。

○議長（祝 優雄君） 以上で中川直美君の質疑を終結いたします。

次に、笠井正信君の発言を許します。

笠井正信君。

○7番（笠井正信君） 議案第79号、先ほどの話と同様に北埠頭の補正の問題について、いわば多目的ホールの中に国際会場として使用するものとしてオペレーションルームというか、通訳ブースというものが年間一、二回しか使用する頻度がないというようなお話も伺っております。それだけで完備が必要なのかどうか審査したかどうか、伺いたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

中川総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（中川隆一君） 笠井議員のご質問にお答えします。

オペレーションセンターというのは、今ほど笠井議員がおっしゃったとおり、通訳ブースのことであります。これは、国際会議を誘致するためには同時通訳の設備が整っていることというのが大きな要素になるかと思えます。そのことから、通訳者のための遮音性を確保した通訳ブースが必要であります。また、ブースを設置したことによって佐渡市において国際会議に対応できる、あくまでもこれは国際会議場にしたいということではなくて、国際会議に対応できる施設であるということをお島外に発信することができて、会議の誘致等についても有利な条件が整うことになるということでもあります。また、ブースについてはレンタルということも実は可能であります。可能ではあるのですけれども、新たな会議を誘致するために新設させるホール等の美観を損なわないように今回中二階に常設することとしたものであります。なお、ブースとしてでは使用しないときはどうするのだよということになるかと思うのですけれども、通常時には照明や音響の調整室として活用することができると説明を受けております。以上のことから、新設する際の通訳ブースを設けることについては、世界遺産やトキ、ジラス、ジオパークなどを推進して観光交流人口の拡大を図り、そこから生まれる波及効果を踏まえて世界に向けて佐渡島というものを発信するためには必要な設備ではないだろうかというような判断を委員会としてはいたしました。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 以上で笠井正信君の質疑を終結しました。

これで議案第79号に対する質疑を終結いたします。

これより議案第79号 平成24年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）について討論に入ります。

中村良夫君の反対討論を許します。

中村良夫君。

〔13番 中村良夫君登壇〕

○13番（中村良夫君） 日本共産党の中村良夫でございます。私は、議案第79号、平成24年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）、継続費補正、両津港埠頭地区開発事業、総額3億4,960万円の増額について、反対の討論を行います。

初めに、私は市民の皆さんからたくさんのご意見、ご要望をいただいて市民の皆さんに喜んでもらえる、住んでよし、訪れてよしの希望ある佐渡へと市民の皆さんから期待をたくさん持ってこられた新人議員の皆さん、そして同僚議員の皆さん、この補正予算、継続費補正、両津港埠頭地区開発事業については会派、無会派の方も立場の違うことなどを乗り越えて、一人一人の議員の皆様が市民の皆さんの目線で一議員として慎重に判断すべきです。6月議会の重要な補正予算だと考えます。今回総務文教常任委員会と産業建設常任委員会とで連合審査会を開き、そして総務文教常任委員会にこの付託の審査の結果は賛成が4、反対が3であると聞いています。ちなみに、賛成の方が反対になっても構いません。今市民の皆さんが注目しています。この最後の本会議で賛成が多いと、多額の補正予算がいとも簡単に決まってしまう。テレビを見ている市民の皆様もこれでいいのでしょうかとご意見を伺っています。

その中身に入りますと、両津港埠頭地区開発事業という補正予算は通称北埠頭開発事業というのです。ここに説明資料があります。佐渡市から新人議員の皆様にも配ってあると思いますが、この事業は平成23年から25年の3カ年でガラス張りの観光的施設をつくるというものです。聞くところによると、これはその昔、港がこの北埠頭にあったが、それが現在のところに移ったので、それにかわる代替施設をというのが

何十年も前にあったので、その流れを受けている施設だと聞いています。そして、さきの3月議会でこの北埠頭開発に着手、工事するというもので、3年間で総額9億3,850万円の事業費をかけるというのが議会の賛成多数で既に決められ、予算化されたものです。ところが、予算化され、数カ月しかたっていないこの短期間でこの6月議会に何と3億4,960万円を補正、当初計画の37%増額を追加するというこの予算が出されました。本来この補正増額はあり得ないし、これは議会の予算議決の軽視です。しかも、中身は国際会議場としてふさわしい変更など、総額9億3,850万円から総額12億8,810万円、土地購入、実施設計を入れますと、何と15億8,347万円です。37%の増額にも及ぶ予算、3月で決まったものが実質大幅変更であり、方向が変わってしまったのです。皆さん、本当にこれでいいのでしょうか。当初は、市民の皆さんの中には活性化にもなるであろうということで大きな期待もありましたが、ワークショップということで両津地区で夷、湊限定地域で数回、32名集まっただけ、今回の補正では全く市民の声は聞いていません。この開発事業の目的、概念、それは何かと申しますと、周辺地域の振興を図るという、周辺地域の意見が十二分反映されていません。国際会議をやるのでしたら、佐渡、地元の各ホテルを使ってください。両津にもあります。相川にもあります。そうすればお金も落ちるし、市民から喜ばれます。また、両津文化会館、アミューズメント佐渡、佐渡中央会館、既存の立派な会館を利用すればいいのです。佐渡市は、この大型開発、北埠頭3億から4億円くらいどうってことないと考えているようですが、片やこの後に出てくる国保税値上げのようにお金を削り、市民の暮らしが置き去りです。皆さん、本当にこれでいいのでしょうか。議員の皆さん、まだ着工していないので、反対しても何も問題ありません。急ぐ必要もない。議員の中には、観光に詳しい方もいらっしゃいますし、十分時間をかけて市民とともに議論も必要ではないですか。前例にとらわれない、佐渡市長が言っているように、前例をそのまま引き継ぐのではなく、市民の目線を変えてくれることを市民は願っています。最後に議員各位のご賛同をお願いいたしまして、以上で反対の討論を終わります。

○議長（祝 優雄君） 以上で議案第79号に対する討論を終結いたします。

これより総務文教常任委員会に付託の案件のうち、議案第79号 平成24年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（祝 優雄君） 起立多数であります。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第72号 平成24年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）について採決をいたします。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（祝 優雄君） 起立多数であります。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第65号 佐渡市緊急情報通信施設設置条例の制定について、議案第72号 平成24年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）について及び議案第79号 平成24年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）についてを除く案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件について副委員長の報告を求めます。

市民厚生常任副委員長、荒井眞理さん。

〔市民厚生常任副委員長 荒井眞理君登壇〕

○市民厚生常任副委員長（荒井眞理君） 市民厚生常任委員会の委員会審査報告をいたします。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条及び第136条の規定に基づき報告します。

議案第66号 佐渡市印鑑条例及び佐渡市手数料条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、外国人住民の利便性の増進等のため、本年7月9日から、従来の外国人登録制度が廃止され外国人住民を住民基本台帳法の適用対象とする在留管理制度が導入されることに伴い、外国人住民の印鑑登録等について、佐渡市印鑑条例及び佐渡市手数料条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第67号 佐渡市子どもの医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、子どもの医療費助成について、県の関連要綱が改正されたことを踏まえ、当該対象期間を中学校卒業まで拡充するよう、佐渡市子どもの医療費助成に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第81号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、佐渡市の国民健康保険税について、被保険者の前年所得に基づく本算定を行い、基礎課税（医療）分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分並びに低所得被保険者に対する軽減額を改めるよう、当該条例の一部を改正するものであります。なお、被保険者1人当たりの保険税調定額は8万5,892円で、これは前年度に比べ7,511円の増額であります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第83号 平成24年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。本案は、平成24年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について、保険税の本算定等に伴い、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ9,173万6,000円を追加し、予算総額をそれぞれ72億9,573万6,000円と定めるものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。なお、本委員会として付した意見は次のとおりであります。

意見。1、平成24年4月に国民健康保険法の一部を改正する法律等が公布され、平成27年4月1日から、

市町村国保の都道府県単位の共同事業について、事業対象をすべての医療費に拡大すること等が決定している。本予算案は、これを踏まえ、市の保険税を平成27年度まで段階的に増額することに伴うものであるが、執行部は、平成27年度まで被保険者1人当たりの保険税調定額を約8,000円ずつ増額する見込みとし、これに伴う法定外一般会計繰入金は、今年度1億5,100万円、来年度約8,000万円の見込みと説明している。しかし、国保の財政が今日のような状況に陥った主な要因は、元来1970年代には約60%近く担保されていた国庫負担が近年は約24%程度にまで削減されたことによる未収金の増大にあり、決して市町村のみに問題が存するものではない。国保の広域化は、間違いなく市民負担の増大につながるものである。よって、市は、できるだけ市民の負担を軽減するよう、次年度以降の法定外一般会計繰入金の額について再検討するとともに、政府に対し、国庫負担を大幅に増額するよう求めるべきである。2、本予算案は、執行部の事務の都合上、会期終盤の6月25日に追加上程（議場配付）されたものである。しかし、当該補正の内容は、法定外一般会計繰入金を1億5,100万円とするなど極めて重大な内容を含んでおり、このような審査日程では、審議を十分に尽くすことはできない。よって、今後、本算定に伴う国保関連案件については、早期に提出し、審査期間を十分確保すべきである。

陳情第2号 水俣病特別措置法の申請期限延長等を求める陳情。本陳情は、新潟県水俣病阿賀野患者会から提出され、関係機関に対し、次の事項について意見書の提出を求めるものであります。陳情事項。1、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の申請期限を延長するとともに、恒久的な救済システムを確立すること。2、すべての水俣病被害者を救済するために、阿賀野川流域の住民健康調査の実施及び民間の医療機関が行う住民健診に協力し、潜在被害者の発掘に努めること。また、住民健康調査の手法・手段等については、関係者推薦の疫学・社会学・法学等関係者による調査会を環境大臣直属の機関として設け、健康調査を実施すること。3、なぜ第2の水俣病の発生を防止できなかったのか、行政の立場からしっかり検証すること。審査の結果、原案どおり採択すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（祝 優雄君） これより議案第81号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入ります。

笠井正信君の発言を許します。

笠井正信君。

○7番（笠井正信君） 議案第81号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを問います。

今回のことで自己負担がふえることに当たり、なお現在でも滞納者がいる中、より一層の滞納者がふえないかが懸念するが、やはり市民に現状を強く理解、周知するよう図っていくことが大事だと思います。このことについて審査したかどうかを聞きたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

荒井市民厚生常任副委員長。

○市民厚生常任副委員長（荒井眞理君） 本日は、大澤委員長が不在でありますので、不肖ながら副委員長の私から笠井議員にお答えいたします。

まず、自己負担がふえることについての懸念でございますが、念のため当委員会において聞き取った国

保税の今後の見込みについて申し上げます。平成24年度8万5,892円、平成25年度9万3,623円、平成26年度10万1,493円、平成27年度11万1,149円、以上のとおり、あくまでも試算ということではありますが、平成27年度までに3万円以上の値上げとなる見込みでありまして、市民生活に与える影響はまことに甚大であります。私といたしましては、笠井議員のおっしゃるとおり、執行部はこの状況を市民に対し、積極的に周知していき、滞納分がないようにということを考えておりますが、あいにく大澤委員長が現在不在でありますので、後日委員長と協議いたしまして、市に対し、当委員会として何らかの対応をとっていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（祝 優雄君） 以上で笠井正信君の質疑を終結します。

これで議案第81号に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第83号 平成24年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての質疑に入ります。

加賀博昭君の発言を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 議案第83号、国民健康保険特別会計について質問をいたします。あらかじめ荒井副委員長には詳細な質問通告を届けてありますので、これからはそれませんので、それをよく見てお答えを下さい。

平成24年4月6日公布の国民健康保険法の改正により、平成27年から都道府県単位の共同事業になります。この変更に向けて市は国保会計の検討をしておるわけですが、その結果、25年、26年、毎年国保の個人負担は約1万円の値上げが予想されます。先ほども質疑にお答えして、3年で3万円以上市民生活に甚大な影響を与える。これは、大変なことだというふうに副委員長は答えておりましたが、まさにそのとおりでございます。であるのに、この高額負担に市議会はどうか対応するかが意見の最も大事なところでございます。ところが、意見にどうなっておるかという、「よって、市は」、この後が大事です。「できるだけ市民の負担を軽減するよう」と意見をつけておりますが、「できるだけ」は要らないものだと私は思います。そんな生っちょろいものではない。何でこの言葉を入れたのか、真意を聞きたい。

次に、予算案提出の時期について、2項にはこのようにうたっております。あくまでも6月議会に提出するのであれば告示日の提出を求めるべきであるのに、その期日がないのはなぜか。

大事な2点についてお尋ねをいたします。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

荒井市民厚生常任副委員長。

○市民厚生常任副委員長（荒井眞理君） 加賀議員にお答えいたします。

加賀議員お尋ねの打ち消し文書の真意についてですが、今ほどの加賀議員のご指摘は、大意としては当委員会の意図したところと全く同様でございます。「できるだけ市民の負担を軽減するよう」との表現は、市の財政にとってできるだけという打ち消しの意味では全くございません。あえて言いかえるならば、市民の負担をより一層軽減するようとの意図でございまして、誤解を招くような表現としたことについては、副委員長として大変申しわけなく思っているところです。加賀議員におかれましては、何とぞご了承賜り

ますようお願い申し上げます。

2点目の通告のご質問についてですが、国保会計を6月議会に提出するのであれば告示までに予算の提出を求めるとしなかった理由についてですが、これも加賀議員のご指摘は、大意としては当委員会に意図したところと全く同様でございます。念のため、当委員会の意見を再度申し上げます。本予算案は、執行部の事務の都合上、会期終盤の6月25日に追加上程されたものであります。しかし、当該補正の内容は法定外一般会計繰入金金を1億5,100万円とするなど極めて重大な内容を含んでおり、このような審査日程では審議を存分に尽くすことはできない。よって、今後本算定に伴う国保関連案件については早期に提出し、審査期間を十分確保すべきである。今申し上げました早期に提出の意味ですが、加賀議員ご指摘の件も含んで執行部に検討を投げかけたものでありまして、加賀議員の意図するところと全く同じ内容でございます。表現が大変大ざっぱでありましたことについては、伏してご容赦願います。

以上であります。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君の質疑を許します。

○22番（加賀博昭君） 一番大事なことを聞きます。2項の話です。あなたが持つておる通告書の（4）のところですか。私の調査では、6月議会に国保の予算を出しても告示の日までに出せるという証拠をつかんでおります。間違いなくつかんでおる。委員の皆さんにちょっと聞いたのですが、それはできないと言うから、こういう表現になったと、こういうふうに言っておるのですが、その辺の関係についてお聞きしたい。

○議長（祝 優雄君） もうちょっと加賀先生、具体的に述べていただけませんか。ちょっとわかりづらいです。

○22番（加賀博昭君） 困らぬようにまた説明しますが、あなたは初めてだから、わからないのですが、昔はというより二、三年前は、国保会計というのは7月に臨時議会を開いて出してきたのです。そのときは、1週間前にこの議案というのが議員のもとへ配られるわけです。ところが、今度のやつは6月議会の途中の26日になってから配られて、その日のうちに質問もせよ、どうだというような話になっておるから、問題だということが言われておるわけ。だから、どうしてもできないのなら7月の臨時議会を開いてやるという方法に変えないと、これからの国保財政というのは、今までのような国保会計だけで処理できるという時代を過ぎてしまった。というのは、どういうことかという、今までは基金というものを持っておって、国保料が高くなるな、税が高くなるなとその基金を取り崩してやっておったのです。ところが、その基金がなくなって一般会計が出すという極めて重大なところへ差しかかっているから、だから例えば一般質問もできるような時期に、告示の日に出すようにしたらどうかと私はこう言っておるし、私はできるというふうな確証を得ておるわけですが、市民厚生常任委員会はそのことをきっちり確認をしましたか、どうですか。

○議長（祝 優雄君） 荒井さん、もう準備ができておるのですか。今の質問の準備ができておりますか。あるのですか。どうですか。委員会が審査していないように私ちょっと聞いておるのですけれども、その件についてはどうなのですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） では、そのようにお伝えください。

答弁を許します。

荒井厚生常任副委員長。

○市民厚生常任副委員長（荒井眞理君） 特に審査をしておりません。

○議長（祝 優雄君） 以上で加賀博昭君の質疑を終結いたします。

これで議案第83号に対する質疑を終結いたします。

これより議案第81号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第83号 平成24年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について討論に入ります。

中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔8番 中川直美君登壇〕

○8番（中川直美君） 日本共産党の中川直美です。ただいま議題になっております議案第81号、佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定及び議案第83号、佐渡市国民健康保険特別会計補正予算について、一括をして反対の討論をいたしたいと思えます。

この議案は、先ほどから議論になっておりますが、今年度の1人当たりの国民健康保険税を前年度調定額で9.6%の7,511円を値上げするというもので、年額1人当たり8万5,892円という高額になるものであります。深刻な雇用や経済状況の中で、現在でも負担が高くて払うことが大変であるという市民の暮らしの現実の中での大幅値上げであります。市が示した資料によりますと、夫婦と子供2人で収入が311万円の家庭で35万4,300円もの年額であります。対所得では17.7%にもなります。これでは払えるはずがありません。また、年金生活者は年金が引き下げられる中、既に介護保険料は24%、基準額ですが、年1万2,000円も値上げされている中での値上げの追い打ちとなるわけであります。こういった厳しい経済状況の中で、命と健康にかかわる第一義的な公共料金である国民健康保険税を大幅に値上げをすべきではないという点であります。今回初めて一般会計からの基金の繰入れを始めましたが、必要な基金を入れるべきだというふうに考えております。先ほどの質疑の中で、委員長の答弁のように委員長と副委員長が負担は重いというって執行部に言うというのであるならば、修正なり、否決なりすべきであったということ指摘もしておきたいと思えます。

次に、佐渡市の姿勢についてであります。質疑や委員会審査でも明らかになりましたが、27年から国保の共同事業分が拡大をする、こうなると、先ほどありましたが、11万円以上になりかねないものであります。会計年度の原則からいえば、単年度で物事を決めていくべきものであります。それはわきに置いても、それを考えての今回の算定であります。市当局の考えでは、今回は急激な値上げを抑えるために法定外の繰入れで負担を抑えたが、27年には繰入れをしないという試算に基づくものであります。国保の共同事業の拡大、いわゆる国保の広域化であります。これをそのまま受け入れるし、しかも負担は高くなってもしょうがないというのが市の姿勢であります。新潟県の泉田知事でさえ、単に広域化を行っただけでは、加入者に高齢者や低所得者が多く、財政的に不安定であるという市町村国保が抱える構造的な問題は解決されないどころか、健康づくりの取り組みなどにおける市町村独自の独自性が生かしくくなる。保険料の負担がふえると厳しく批判をしているものであります。また、国保広域化を先取りをしている県では、広域化に伴う負担増を軽減するために今まで以上に一般会計からの繰入れがふえているというのが実

態であります。全県的にも非常に混乱をしていると報道されているものであります。他県の市町村の事例を見るならば、現行制度での広域化は一層の負担がふえるもので、逆に市の持ち出しをせざるを得ないものであります。単純に民主党政権の進める国保の広域化を受け入れる姿勢と、広域化になれば市の繰入れをしないという見通し、空気の読み方は間違いであります。国保財政の破綻、危機状況は、委員会審査報告にもあるように、本来持つべき国の負担を引き下げたことであり、このことは平成16年ごろの全国市長会でも既に厳しく批判をしているところであります。

次に、一般会計からの繰入れに関して一言申し上げます。全国の保険者では、21年レベルでも負担軽減のために半数以上の自治体が法定外の繰入れをし続けてきているものであります。佐渡市は、今年度になって初めて法定外の繰入れを行うものでしかありません。全国的には主流となっていますし、21年時点でも県内の半数の15の市町村で行っているものにすぎません。国保会計の基金は、加入者の取り過ぎた国保税をためてきたものであります。この基金は、国保以外に使えないものですし、この間あった基金をためてきた加入者自らの負担軽減のために使ってきたことは当然のことです。それともう一つは、国保会計やトキや下水道、世界遺産あるいは箱物の観光施設などの事業とは違い、基本は市民の保険税と国の負担で運営されているのが原則であります。2005年に小泉一体改革で県の負担なども入れられましたが、基本はそうであります。一般的な市財政は、全く入れていないものであります。いわゆるルールに基づく繰入れと言われるもの、これは本来国が負担すべきだったものが一般財源化をされたために、それが交付税からルールとして入れられているものにすぎません。つまり今回初めて佐渡市では一般会計からの繰入れをしたものにすぎません。

最後に、保険証の取り上げの問題について、姿勢も含めて申し述べます。保険料が払えなく、事実上、無保険状態の資格証明書の方が179人おります。国の検討会自体が税の徴収に保険証の取り上げは有効でないとしています。保険証がないことに伴う死亡事故も67人いたという医療機関の調査もありますが、これは氷山の一角とされており、保険証の取り上げは、生存権を保障した憲法25条に反するものですし、医療を受ける権利を奪うものでしかありません。この方針は、変えるべきであります。

最後に、幾つか市民の声をご紹介します。国民年金で生活をしている少額の収入なのに、待ったなしに国保、介護保険料の天引きは本当につらいです。年金が削られていくのに、国保税、介護保険料の引き下げをしていただかないと年金生活者は生活できません。国保税が高額のため市への税金を納めるために働いているようで、少しもゆとりがありません、こういった声が寄せられております。今市民の暮らし、本当に厳しい中です。国の悪政から市民の暮らし、命と健康を守るために身近な市政が精いっぱい頑張ることは当然であるということを強く述べて反対の討論といたしたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 次に、金田淳一君の賛成討論を許します。

金田淳一君。

〔10番 金田淳一君登壇〕

○10番（金田淳一君） 新生クラブの金田淳一です。議案第81号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第83号 平成24年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、賛成の立場から討論を行います。

昭和36年に国民皆保険が始まり、国保については昭和43年に加入者全員に窓口負担3割が、48年には高

額医療制度が発足し、安心して医療行為が受けられる先進国でも自慢できる制度ができ上がり、以来50年余りが経過いたしました。制度発足前は、家族に病人ができてしまうと医療にかかる費用を捻出するために田畑を売却したり、大変な苦勞が伴ったと聞いています。医療保険制度は、相互扶助が原則であります。保険加入者が少しずつ経費負担を行い、医療費の過大な負担のリスク軽減を図っています。現在では、ほとんどの疾病、障害に保険適用され、市民の暮らしにはなくてはならない存在であります。国民健康保険の加入者は、農林水産業者や自営業者などが中心であり、非正規労働者や失業者も加入しています。社会保険に加入していた方々も、退職後はこの制度に加入する仕組みになっています。したがって、ほかの医療保険制度と比べると、加入者の所得は総じて低く、高齢者数が多いため、医療給付額も大きくなっています。そのことから、国からの運営に係る支援が義務化され、何とか運営されているわけです。しかしながら、国の台所事情などにより昭和69年までに国保の総会計に占める国庫支出金の割合はおよそ50%程度ありましたが、現状では24%余りまで削減されてきています。このような現状から、全国各地で国保会計の運営が厳しくなり、加入者負担が大きくなり続けているのであります。

さて、佐渡市は平成16年に合併を果たし、10の市町村の国保会計も統合いたしました。約10億700万円に及ぶ財政調整基金残高からスタートしています。しかし、さきに述べた理由から、市民の皆さんからの保険税のみでは賄い切れず、各地区の保険税の統一化に向けた対応などもあり、毎年基金を平成19年度までには約2億円を、その後も1億円以上を取り崩して税負担の軽減を図ってきました。平成16年の1人当たり保険税は6万9,465円ですが、平成21年度までずっと約7万円のレベルでキープをしてきました。平成22年度には、いよいよ基金の底がつき始め、1人当たり約1万円の負担増となってしまいました。それでも県内で2番目に安い水準であります。

このたびの予算案ですが、国で定められた基準以外の一般会計からの繰入金金を1億5,100万円計上しています。いわゆる法定外繰入というものであります。さきに述べたとおり、保険は相互扶助ですから、国保加入者以外の市民もいる中で法律に義務化されていない税金の投入は、いわゆる裏わざであります。今回その繰入れを行ってさえ1人当たり7,511円の負担増であります。今回それがなければ、何と1万6,227円の値上げをしないと運営できない状況に追い込まれてしまったのであります。さきの3月定例議会市民厚生委員会の報告書の中に、可能な限り市民負担を軽減するようにと意見をつけてあります。市長は、この指摘を尊重し、佐渡市国保会計で初めて法定外繰入の実現を決意されました。市財政も平成26年の合併特例期間終了が目前となり、財政運営に慎重にならざるを得ないこの時期にその決断をしたことは、私は大きく評価をしたいと思います。保険税は、安いにこしたことはありません。しかし、度を越した運営は後に必ず影響をしております。合併後に基金取り崩し額をもう少し慎重に対応していれば、今回の危機的状況を少しは回避できたのかもしれない。委員会審査の中で、県単位の共同事業がすべての医療費に拡大するため、保険料を県内市町村の平均レベルまで引き上げたいとの方向性が示されましたが、委員会の総意はなるべく緩やかな形で進めるようにとのことであります。担当課長からも市長と協議を続けて委員会の希望にこたえるように努力をしたい旨の発言がありました。この討論を聞いて市長はその理解が進んだものと私は確信をしております。市民負担の軽減を進めるために国保の負担の増加しかないとの見解は、全国知事会、市長会が認めているところであります。制度上の欠陥が問題なのであります。現在国会で議論をされている税と社会保障の一体改革は、まさにこれらの保険制度の充実をねらった政策であるこ

とは言うまでもありません。もしこの議案が否決されれば、今年度終盤に資金不足が起きることは明白であります。さらなる補正予算を2億5,000万円くらい計上することが必要になってまいります。それもできなければ、まさしく自転車操業で医療費の支払いが停滞しかねません。大切な国民健康保険を安定して運営するために、議案第81号と83号は何としても可決しなくてはなりません。議員各位の賢明なるご判断をお願いして賛成討論を終わります。

○議長（祝 優雄君） 次に、議案第83号 平成24年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、加賀博昭君の反対討論を許します。

加賀博昭君。

〔22番 加賀博昭君登壇〕

○22番（加賀博昭君） 議案第83号、国民健康保険特別会計について、反対討論をいたします。

まず、今度の補正で市長は1億5,100ほど一般会計から繰入れしたと、こういうことでございます。個人的なことと言わせてもらえば、全く予定していないお金が裁判の結果4億4,000万、これは国に補助事業でございますから、返すお金が6,500万、あと残りは残るわけであります。あとは裁判費用の関係でございまして。そうすると、真水3億5,000万残るのです。だから、市長はもう一声、1億5,000を2億とすれば、及第点まではいかぬでも、そこそこいいところいったなど、こういうことになろうかと思えます。

それから、この金を使わなくとも今まで国保会計がこのぐらい順調にいつてきたというのは、知恵を絞ってきたからなのです。今入湯税が150円かかっておったのを100円減らして、また50円かけておるでしょう。あの50円をなくして、病院へ行くのだったらおふろに行きましょう、こういうことでやると医療費が軽減されるのです。保険給付額が減るわけです。そうすれば、もっと保険財政が楽になります。そういうことを駆使すればちゃんとできる。

それから、もう一つ、これはここに何人か生き残りがおりますが、私が市民厚生常任委員会におったときに委員会の皆さんが委員会の途中で市長と交渉しました。そして、では来年一人頭5,000円下げますよという約束をさせて予算を通したということがある。その結果、安くなったのです。先ほど同じ反対討論でも中川直美君のものは、これは反対だと言っておるのです。だから、市民は私と彼らと比較すると、やっぱり加賀のほうがすぐれておるなど、こういうことになるのです。だから、本当にやるのなら、委員会の皆さんだってやっぱり3万上がるのは大変だということを先ほど副委員長言っています。そうだとすれば、みんなで知恵を集めて反対、賛成討論するのではなくて、市長ともうちょっと交渉しようやと、こういう知恵がないところに本当の反対討論とにせもの反対討論の差がある。

では、私は今回何を示そうとしておるかであります。私は、この国保会計については今ほど申し上げました。私が残念に思っておるのは、先ほど質疑で明らかにしましたけれども、委員会がつけた意見でございます。私は、こう思っておるのです。私が意見をつけるなら、国保財政悪化の要因は、かつて60%の国の負担が半分以下の24%に減らされたことによるものであります。さらに、27年度からは共同事業を都道府県単位としたことから、佐渡市のように国保負担20市で下位にあった市は、それだけ被害は大きいわけでございます。その緩和のために来年度以降も市民の健康を守るために一般会計の繰出し負担を求めたい。なお、予算案の提出は6月議会の告示に提出すべきである。それができないのであれば、かつての7月臨時市議会にこれを戻すべきである、このぐらいの意見をつけるべきだと私は思うのです。それで、これは

記録に残るわけですから、このたびの市民厚生常任委員会が残した意見と加賀博昭が反対討論の中で残した意見と、これを市民から対峙して見ていただいて評価をしていただきたい。こういうことで皆さんから貴重な時間をいただいて反対討論をさせていただきました。

終わります。

○議長（祝 優雄君） 以上で議案第81号及び議案第83号に対するを討論を終結いたします。

これより議案第81号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する副委員長の報告は可決であります。

本案は、副委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（祝 優雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号 平成24年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について採決いたします。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する副委員長の報告は可決であります。

本案は、副委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（祝 優雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） ちょっと待ってください。今そういう発言の場面ではないのですけれども。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件のうち、議案第81号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第83号 平成24年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを除く案件について採決をいたします。

本案に対する副委員長の報告は可決であります。

本案は、副委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は副委員長の報告のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、村川四郎君。

〔産業建設常任委員長 村川四郎君登壇〕

○産業建設常任委員長（村川四郎君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条及び第136条の規定に

基づき報告します。

議案第69号 市道路線の認定について。本案は、地域防災の観点から必要となる路線を市道路線として認定するため、道路法の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第70号 市道路線の変更について、議案第71号 市道路線の廃止について。以上2議案は、国営かんがい排水事業により工事が進められてきた外山ダムが完成したことに伴い、ダム本体工事に合わせて整備されてきた付替道路を市道路線とし、また、水没する市道路線を廃止するため、道路法の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第77号 北狄漁港（北狄地区）漁港施設機能強化工事請負契約の締結について。本案は、北狄漁港（北狄地区）漁港施設機能強化工事の請負契約について、平成24年6月12日に執行した入札における最低価格者と請負契約を締結するため、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第78号 北小浦漁港漁港施設機能強化工事請負契約の締結について。本案は、北小浦漁港漁港施設機能強化工事の請負契約について、平成24年6月12日に執行した入札における最低価格者と請負契約を締結するため、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第80号 平成24年度佐渡市水道事業会計補正予算（第1号）について。本案は、平成24年度佐渡市水道事業会計予算について、資本金収入及び資本金支出の予定額にそれぞれ4,140万円を追加するものであります。内容は、歌代浄水場整備事業費を増額するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

陳情第1号 内岬漁港「犬神平地区」整備の促進について。本陳情は、犬神平集落総代から提出されたものであり、内岬漁港（犬神平地区）における施設整備の促進を求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。なお、本陳情は市長へ送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求すべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 質疑及び討論の通告はありませんので、これより産業建設常任委員会に付託した案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第73号

○議長（祝 優雄君） 日程第3、議案第73号 佐渡市五十里財産区管理委員の選任についてを議題といた

します。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 議案第73号 佐渡市五十里財産区管理委員の選任について。

本案は、佐渡市五十里財産区管理委員の任期が平成24年6月30日をもって満了となるため、第1区、中川辰雄氏、第2区、名畑力氏、第3区、辰間策栄氏、第4区、山田秋男氏、第5区、松中政芳氏、第6区、本間義之氏、第7区、本間賢治郎氏を選任することについて、佐渡市五十里産区管理会条例第3条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（祝 優雄君） お諮りします。

ただいま議題になっております議案第73号 佐渡市五十里財産区管理委員の選任については、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第74号

○議長（祝 優雄君） 日程第4、議案第74号 佐渡市二宮財産区管理委員の選任についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 議案第74号 佐渡市二宮財産区管理委員の選任について。

本案は、佐渡市二宮財産区管理委員の任期が平成24年6月30日をもって満了となるため、第1区、小林貞夫氏、第2区、清水紀治氏、第3区、伊藤健吉氏、第4区、渡邊秀平氏、第5区、寺野榮二氏、第6区、横坂義輝氏、第7区、相田榮一郎氏を選任することについて、佐渡市二宮財産区管理会条例第3条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（祝 優雄君） お諮りします。

ただいま議題になっております議案第74号 佐渡市二宮財産区管理委員の選任については、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第75号

○議長（祝 優雄君） 日程第5、議案第75号 佐渡市真野財産区管理委員の選任についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

甲斐市長。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 議案第75号 佐渡市真野財産区管理委員の選任について。

本案は、佐渡市真野財産区管理委員の任期が平成24年6月30日をもって満了となるため、第1区、安藤輝雄氏、第2区、知本邦夫氏、第3区、白杵誠五氏、第4区、安達忠雄氏、第5区、野元正昭氏、第6区、豊岡昭夫氏、第7区、遠藤保雄氏を選任することについて、佐渡市真野財産区管理会条例第3条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（祝 優雄君） お諮りします。

ただいま議題になっております議案第75号 佐渡市真野財産区管理委員の選任については、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第76号

○議長（祝 優雄君） 日程第6、議案第76号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 議案第76号 人権擁護委員候補者の推薦について。

本案は、佐渡市の人権擁護委員、石川克実氏の任期が平成24年9月30日をもって満了となりますが、引き続き石川氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

よろしくご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（祝 優雄君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第76号 人権擁護委員の候補者の推薦については、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 発議案第6号

○議長（祝 優雄君） 日程第7、発議案第6号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中川隆一君。

〔12番 中川隆一君登壇〕

○12番（中川隆一君）

発議案第6号

30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

提出者	佐渡市議会議員	中川隆一
賛成者	〃	山田伸之
	〃	浜田正敏
	〃	猪股文彦
	〃	近藤和義
	〃	竹内道廣
	〃	岩崎隆寿

30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書

子どもたち一人ひとりが大切にされ、豊かな人間関係の中で教育が行われることは保護者・地域住民・教職員共通の願いであり、そのためには教育条件整備の教育予算の確保が不可欠である。

日本はOECD諸国に比べて1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多く、一人ひとりの子どもに丁寧な対応をするためには、学級規模を引下げる必要がある。文部科学省が2010年に実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中学校の望ましい学級規模」として26人～30人を挙げていることから、保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかである。

子どもたちをとりまく社会状況や家庭環境等の変化により、学校は一人ひとりの子どもに対するきめ細やかな対応が必要となっている。不登校、いじめ等生徒指導の課題が深刻化するとともに、日本語指導など特別な支援を必要とする子どもたちの増加、発達障がいを含む児童生徒対応等が新たな課題となっていることに加えて、新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加していることから、学級規模縮減以外にも様々な定数改善が必要である。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国（28か国）の中で日本は最下位となっている。そして、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度における国の負担割合は2分の1から3分の1に引下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増加などにみられるように教育条件格差も生じている。

よって、国においては、子どもたちが全国どこに住んでいても教育の機会均等が担保され、教育水準が

維持・向上されるよう次の事項を実現することを強く求める。

記

- 1 少人数学級を推進すること。その際の学級規模は、OECD諸国が実現している30人以下とすること
- 2 教育の機会均等と水準の維持・向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に還元すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

ご賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（祝 優雄君） お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 発議案第7号

○議長（祝 優雄君） 日程第8、発議案第7号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

荒井眞理さん。

〔2番 荒井眞理君登壇〕

○2番（荒井眞理君）

発議案第7号

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の申請期限延

長等を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

提出者	佐渡市議会議員	荒井眞理
賛成者	〃	駒形信雄
	〃	中川直美
	〃	金田淳一
	〃	佐藤孝
	〃	金子克己
	〃	根岸勇雄

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の申請期限延

長等を求める意見書

新潟水俣病は熊本の水俣病に続く第二の水俣病として、昭和40年6月12日に正式発表され、平成24年6月で47年目を迎える。

世界最大の公害病である水俣病の被害者は、新潟で3千名、熊本・鹿児島で6万名を超える数となり、約半世紀を過ぎた現在でも名乗り出る被害者は後を絶たない。

平成22年5月から開始された水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法に基づく救済措置の申請受付は、新潟では平成24年4月末で1,395名に上っている。

このような中において、平成24年2月に環境省は当該救済措置の申請を平成24年7月31日までとすると発表した。この発表以前に月30名前後であった申請者数が発表後は3月に84名、4月に69名と、2倍以上に増加し、今後の申請者数はさらに増えるものと考えられる。

新潟水俣病阿賀野患者会の調査によれば、このような申請者の多くに、社会的差別に対する恐れや水俣病そのものに対する無知・無理解があり、同会が度重なり行った住民健診や新潟県の啓発活動により、ようやく申請に至ったものと考えられる。

当該特別措置法は「地域における紛争を終結させ、水俣病問題の最終解決」を図るため、「救済を受けべき人々があたらす限りすべて救済されること」を救済の原則としているが、申請受付の締め切りは、当該原則に反するものである。

よって、国においては、全ての水俣病被害者の救済と、水俣病問題の解決をするため下記事項を実現されるよう強く求める。

記

1 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の申請期限を延長するとともに、恒久的な救済システムを確立すること

2 すべての水俣病被害者を救済するために、阿賀野川流域の住民健康調査の実施及び民間の医療機関が行う住民健診に協力し、潜在被害者の発掘に努めること

また、住民健康調査の手法・手段等については、関係者推薦の疫学・社会学・法学等関係者による調査会を環境大臣直属の機関として設け、健康調査を実施すること

3 なぜ第二の水俣病の発生を防止できなかったのか、行政の立場からしっかり検証すること
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

ご賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（祝 優雄君） お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 発議案第8号

○議長（祝 優雄君） 日程第9、発議案第8号 意見書の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

浜田正敏君。

〔11番 浜田正敏君登壇〕

○11番（浜田正敏君）

発議案第8号

基地対策予算の増額等を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

提出者	佐渡市議会議員	浜田正敏
賛成者	〃	竹内道廣
	〃	根岸勇雄
	〃	佐藤孝
	〃	猪股文彦
	〃	近藤和義
	〃	中川直美

基地対策予算の増額等を求める意見書

基地施設周辺の市町村は、基地所在に伴う諸問題の解決に向けて鋭意努力しているところである。

しかし、基地関係市町村は、長期に渡る景気低迷による地域経済の著しい疲弊や、基地所在に伴う特殊な財政需要の増大等により厳しい財政状況にある。

こうした基地関係市町村に対しては、これまで総務省所管の固定資産税の代替的性格を基本とした基地交付金（国有提供施設等所在市町村助成交付金）及び米軍資産や住民税の非課税措置等の税財政上の影響を考慮した調整交付金（施設等所在市町村調整交付金）が交付されている。

基地交付金・調整交付金については、基地所在による特別の財政需要等にかんがみ、固定資産税の評価替えの翌年度において、平成元年度より3年ごとに増額されてきた経緯がある。

また、自衛隊の行為又は防衛施設の設置・運用により生ずる障害の防止・軽減のため国の責任において防衛省所管の基地周辺対策事業が実施されている。

よって、国においては、基地関係市町村の実情に配慮して下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 基地交付金及び調整交付金については、平成24年度は固定資産税の評価替えの年度にあたるため、これまで3年ごとに増額されている経緯を十分踏まえ、平成25年度予算において増額するとともに、基地交付金の対象資産を拡大すること
- 2 基地周辺対策経費の所要額を確保するとともに、各事業の補助対象施設及び範囲の拡大等の適用基準の更なる緩和を図ること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

ご賛同をよろしくお願いします。

○議長（祝 優雄君） お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（祝 優雄君） 日程第10、議案第84号 佐渡市副市長の選任についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 議案第84号 佐渡市副市長の選任について。

本案は、本年2月から不在となっておりました佐渡市副市長に金子優氏を選任することについて、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（祝 優雄君） これより議案第84号 佐渡市副市長の選任についてを採決いたします。

本案の採決は、無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 今投票ということで議長のほうからの発言でございますが、聞こえますか。今の副市長人事についての採決の件について、議場からは投票という声はなかったように思うのですが、それはどういう経緯で投票ということになったのですか。

○議長（祝 優雄君） これは、議長主導で投票と決めました。

○22番（加賀博昭君） そんなのあるのか。

○議長（祝 優雄君） 私のほうの意見で、議運の了解を得て決めてあります。

○22番（加賀博昭君） 私は、そのことを確認したかったのです。あなたは、議長の発案というか、発想でやったというようなことを言うけれども、そうではないだろう。そうであったとしても、議会運営委員会に議を経たところ、投票がよかろうと、こういうことだったから投票といたすと、こうでなければならぬ。

○議長（祝 優雄君） そのとおりです。

ただいまの出席議員数は23名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（祝 優雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（祝 優雄君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と投票用紙に記名の上、議

席順に投票をお願いをいたします。

重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第72条2項の規定により、否とみなします。

それでは、議席番号1番から順に投票をお願いをいたします。

〔投票〕

○議長（祝 優雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（祝 優雄君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、佐渡市議会会議規則第31条2項の規定により、立会人に11番、浜田正敏君、13番、中村良夫君を指名をいたします。両君の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（祝 優雄君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数22票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成 19

反対 3

以上のおり賛成多数であります。

よって、本案は可決されました。

ただいま選任に同意された金子優君から発言を求められておりますので、入場の上、発言を許します。

〔金子 優君入場〕

○金子 優君 金子優でございます。今ほどは、ご同意をいただきまして、大変ありがとうございました。私は、昭和47年4月1日に真野町の職員として採用されました。その折に当時の町長が職員の訓辞の中で、知恵を出せ、知恵が出ない者は汗を出せ、汗も出ない者は辞表を出せという訓辞をしました。私は、この訓辞を教訓に39年間旧真野町役場、佐渡市役所に勤務をし、23年の3月末をもって定年退職をいたしました。またあすからお世話になることになりました。この訓辞、教訓を思い起こしながら、甲斐市政のもと職員とともに知恵を出し、汗をかき、辞表を出さなくて済むように頑張りたいと思います。議員の皆様方におかれましては、ぜひ温かい指導、ご支援を賜りますようお願いをいたします。大変貴重な時間をいただきまして、ありがとうございました。よろしく申し上げます。

（拍手）

〔金子 優君退場〕

日程第11 委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（祝 優雄君） 日程第11、委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題といたします。

各常任委員会から目下委員会において調査中の事件につき、議会規則第103条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員会から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

各常任委員会からの申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定しました。

○議長（祝 優雄君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

市長から発言を求められておりますので、これを許します。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 平成24年第3回市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

まずもって今定例会に提案をいたしました各種議案につきましては、慎重なご審議を経て原案どおり可決をいただきました。心より厚くお礼を申し上げます。この議会では、施政方針について自立できる島、若者が集う島を目指し、地域資源を生かした産業の育成と雇用の拡大を始めとした5つの重点項目を掲げ、新市長として私の市政執行に対する所信の一端を述べさせていただきました。議員の皆様方からいただきましたご意見、ご提案は、本市における重要課題として重く受けとめているところでございまして、私自ら率先をし、市民との協働による市民の立場に立った施策展開を推進してまいり所存でございまして、加えて、新規事業や政策的経費を盛り込みました、いわゆる肉づけ予算につきましても、当初予算との連動によりその効果が最大に発揮されるようスピード感を持って執行し、市政運営に遺憾なきよう努めてまいります。

また、先ほど本年2月から空席となっておりました副市長につきまして、議会の皆様からご同意をいただき、金子優氏を新副市長として迎えることになりました。金子氏からは、旧真野町時代から培われた豊富な知識と経験からの的確なる対応と積極的な市政の推進に力を注いでいただけるものと確信をしているところであります。新体制におきましても議員の皆様方から一層のご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

今議会冒頭にもご報告を申し上げましたとおり、自然界で36年ぶりとなるトキのひなが誕生し、愛称募集や出生届は全国の注目を集めるところとなりました。トキの健やかなる成長により島全体の安心、安全が広く浸透し、佐渡産品の販売促進や観光面でも弾みがつくことを大いに期待をしているところであります。

終わりにになりましたが、議員の皆様方におかれましては暑さ向かう折、くれぐれも健康にご留意をいただき、市勢発展のため引き続きご活躍されますことをご祈念を申し上げます。閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（祝 優雄君） 以上で会議を閉じます。

平成24年第3回佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 3時59分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成24年6月28日

議 長 祝 優 雄

署 名 議 員 荒 井 眞 理

署 名 議 員 渡 辺 慎 一